

6 大政倫第 37 号
令和 7 年 1 月 20 日

大野城市長 井本 宗司 様

大野城市政治倫理審査会
会長 大野 慶樹



調査意見書

大野城市政治倫理条例（平成 8 年条例第 35 号、以下「条例」という。）第 10 条第 1 項の規定に基づき、令和 6 年 11 月 18 日付けで調査請求のあった件について、条例第 8 条第 3 項の規定により調査意見書を提出します。

記

1 調査請求の概要

(1) 調査の対象者

山上高昭議員

(2) 調査請求書の提出日

令和 6 年 11 月 18 日

(3) 請求理由

ア 条例第 10 条第 1 項第 1 号 資産等報告書に疑義があるとき

令和 6 年 5 月 8 日に提出された山上議員の資産等報告書について、以下 3 点の調査を請求するもの。

(ア) 「資産」の項目において、土地、建物、預貯金等全て該当なしと記載されている点

(イ) 「収入及び贈与」の項目に議員報酬等の収入が記載されているにも関わらず、「税等の納付状況」の項目において、所得税、市県民税等全て該当なしと記載されている点

(ウ) 山上議員が資産等報告書の訂正を拒否したことについて、議員自らが市議会本会議の場で釈明する意思の有無

イ 条例第 10 条第 1 項第 2 号 第 3 条に反する行為をした疑いがあるとき

山上議員が資産等報告書の訂正を拒否した事案について、市議会は、市民全

体の代表としての品位と名誉にかけて身内の論理や仲間意識を優先させることなく、党派を越えて市民の疑念を晴らすべく、市民が納得できる何らかの行動を起こすのか、市議会議員一人ひとりの見解を問うもの。

2 審査の経過

(1) 審査を求められた日

令和6年11月25日

(2) 審査会の開催状況

開催日時	場所	会議内容
12月12日(木) 午後5時	市役所新館3階322会議室	調査方法等の検討
1月17日(金) 午前10時	市役所新館4階421会議室	調査意見書の作成

(3) 審査の方法

令和6年度資産等報告書について資産等報告書記載要領に則って記載し、閲覧に供するものとして提出するよう、調査照会書を用いて山上議員に求めた。また、提出をしない場合は、その理由を提示するよう併せて照会した。

なお、山上議員自らが市議会本会議の場で釈明する意思の有無及び本件に関する市議会議員一人ひとりの見解については、審査会の調査事項には当たらないとした。

3 審査結果

(1) 調査照会書への回答

令和6年12月17日に審査会から山上議員へ書面により調査照会を実施し、同日付けで議員から資産等報告書が提出された。令和6年5月8日に提出された資産等報告書では「該当なし」と記載されていた箇所についても訂正がなされ、「資産」及び「税等の納付状況」の確認ができた。

(2) 審査意見

本調査請求がなされるに至った経緯として、山上議員の資産等報告書について、遺産分割の協議が確定していないことを理由として、相続財産の記載をしない状態が令和元年度から続いていたため、令和5年度から令和6年度にかけて審査会は当該議員に対して資産等報告書の訂正を要望していた。しかし、それに応じなかったため、令和6年度資産等報告書審査意見書に審査への協力が得られなかった旨を記載することとなった。その後、審査会からの指摘が市広報紙へ掲載されたこと、調査請求がなされたこと等を経て、この度、訂正が反映された資産等報告書が提出された。

当初、このような状況が長期化することは見込めておらず、数年後には資産等報告書に何かしら記載されることを想定していた。相続の問題は非常に難しく資

産等報告書の記載を一様に定めることはできないが、相続に争いがあることのみをもって資産等報告書の記載を省略できるものではないことから、自身の名義等になっている資産については明らかにし、市民に疑惑を持たれないよう努める必要がある。

4 付属意見

条例が資産等報告書の提出を義務付けている理由としては、議員等には公職の影響力を不正に利用して資産形成をしていないことを明らかにする義務があるからである。したがって、資産報告は毎年継続的に行われる必要があり、その結果は市民に公開されなければならない。今後、当該議員だけでなく、市長、副市長、教育長及び市議会議員全員が市民の負託を受けていることを自覚し、条例に則った対応をされるよう望む次第である。